特集
障害のある人を支える地域のネットワーク

平成18年に施行された障害者自立支援法は、障害のある人が普通に生活できる地域づくりを目指している。その実現のために相談支援事業所や自立支援協議会が設置され、障害者の地域での自立した生活を支援する新たなネットワークづくりが始まっている。そこで、事業を推進する「鹿児島県障害者自立支援協議会」の大石司さんと「相談支援事業所　南さつま」の南和喜さんに話を聞いた。

障害者の自立支援のための人と人とのネットワークづくり

鹿児島県障害者自立支援協議会の事務局長・大石司さん

これまでの障害者支援は、施設に入所してサービスの提供を受ける「24時間完結型」が主流であった。しかし、障害者自立支援法の理念である「地域で暮らす」を実現するためには、居住の場や、日中活動の場、余暇活動の場などのサービスを組み合わせて利用することが必要になってくる。そのような時に、障害者のニーズを受け止め、必要なサービスをコーディネートし、障害者の地域生活を支援するのが相談支援事業であり、さらに障害者が住みやすい地域づくりを考える場が自立支援協議会である。そこで、鹿児島県障害者自立支援協議会の事務局長・大石司さんに鹿児島県内の状況についてうかがった。

「相談支援事業とは、障害者やその保護者などからの生活や福祉の相談に対して、必要な情報提供や援助を行う事業です。障害者自立支援法によって市町村の行うべき事業へと整理され、全国一律に実施されるものとなりました。市町村は、社会福祉法人などが運営する相談支援事業所に委託している場合が多く、そこでは相談支援専門員が相談に応じます。

また、市町村が設置する地域自立支援協議会は、行政機関や医療機関、福祉サービスを提供する事業者などで構成されており、様々な相談から見えてくる地域の課題を関係者で共有し、協働で地域づくりを行う仕組み

地域の相談支援体制と地域自立支援協議会

個々のニーズの集積が地域のニーズ、
個のためのネットワークが地域のネットワークに発展

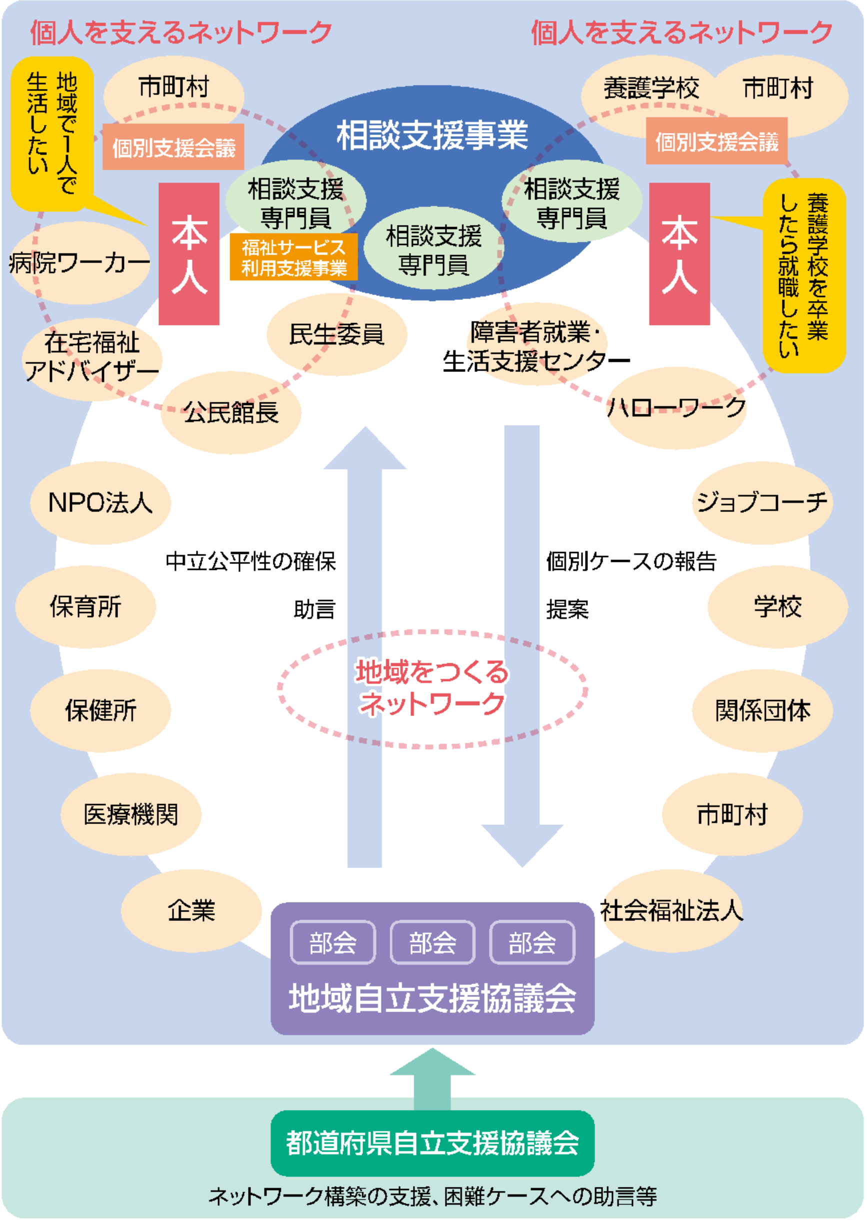

◆図は厚生労働省説明資料（平成19年12月）をもとに作成。
相談支援事業と地域自立支援協議会は、障害者が普通に生活できる地域づくりのための、地域に根づいたネットワーク。図は、その一例であり、各地域の歴史、特性、実態にあわせたネットワークづくりが必要である。

です。平成21年1月現在、45市町村のうち9市町村（7か所）が設置しており、他の地域でも設置に向けた準備が進められています。協議会の役割をひと言でいうと『人と人とのネットワークづくり』に尽きますね。

障害者自立支援法の施行後、相談支援事業と地域自立支援協議会を組み合わせた、このようなシステムが全国で行われるようになりましたが、もともとは、滋賀県から始まった取り組みで、平成7年から10年以上かけてつくりあげ成果をあげた仕組みをベースにしています。

鹿児島県障害者自立支援協議会は、このような地域のネットワークづくりを支援するため、平成20年3月に設置されました。現在は、滋賀県からアドバイザーを招いて、地域自立支援協議会の立ち上げ支援を中心とした活動を行っているほか、すでに立ち上げたところにも、運営内容の充実を図れるよう研修などでサポートしています。

障害者にとって暮らしやすい社会とは、だれにとっても暮らしやすい社会といえます。また、それは、高齢者も子どもも、障害のある人もそうでない人も、すべての人が人間として普通の生活をおくるため、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるというノーマライゼーションの考え方にもつながります。そういった社会を実現するためには、多くの関係者の力を合わせて、迅速かつ柔軟な対応ができる地域体制を作っていくことが必要です。みんなで支える『チームアプローチ』によって障害者を支え、さらに支援の輪を広げるための地域づくりを行うことによって障害者の自立を支援していく、そんな取り組みが当たり前になるような社会を目指していきたいですね。」

【大石事務局長のおすすめ本】
相談事業と自立支援協議会のことをくわしく知るには、（財）日本障害者リハビリテーション協会が編集した『自立支援協議会の運営マニュアル』が最適。同協会のホームページからダウンロードできる。

相談支援は「パイプ役」自立支援協議会は「情報共有」と「課題検討」の場

「相談支援事業所　南さつま」の相談支援専門員・南和喜さん

南さつま市から相談事業を委託されている「相談支援事業所　南さつま」の相談支援専門員の南和喜さんに、地域での活動についてお話をうかがった。

『相談支援事業所　南さつま』は、南さつま市社会福祉協議会が南さつま市から委託を受けて、平成19年1月にスタートしました。障害者の悩みごと、困りごとの相談を受ける、その拠点になる場所です。相談者の悩みごと、困りごとを少しずつでも解決していくため、人をつなぎ、制度やサービスをつなぐ、そうしたパイプ役です。できることを一緒に考えていくお手伝いがいちばん大事かなと思います。相談内容は多種多様で、障害者の生活や福祉に関するほとんどのことに対応します。

障害者の相談に対して、私ひとりだけではすべてを解決できません。地域の人材を巻き込んで、協力して相談者の生活・療育・日中活動・人間関係・就労等の問題を一緒に考えていくことが必要です。その話し合いの場が自立支援協議会です。

南さつま市が主催する南さつま市地域自立支援協議会は、平成20年3月に発足しました。相談者の個別の相談を関係者で話し合う、随時開催の個別支援会議が活動の核になっています。その内容を個別部会に上げ、さらに全体会で話し合い、地域共通の課題としていきます。

南さつま市地域自立支援協議会の場合、療育・知的障がい福祉・精神保健福祉・身体障がい福祉・就労の5つの個別部会があり、活動報告・連携・協議・検討・情報交換の場となっています。全体会では、部会からの報告を受けて、市への提案、市民への啓発事項の検討、また、部会で解決できなかったことなどを話し合います。

一人で悩まずにすむということも大きいですし、会議では新たな情報が数多く出てきます。行政組織でも民間組織でも『縦割りの弊害』ということをよく聞きますが、協議会はいわば『横割り』ですね。『こういう場がほしかったんだよね』という声がメンバーの中から出て、そのことだけでも収穫だと思います。

相談支援事業は協議会が無いとうまく機能しないと思います。相談支援事業だけでは、相談を受けました、はい解決しました、それで終わってしまって、障害者を支える地域づくり、地域力アップに繋がらない。その問題を地域の課題として共有して、みんなで考えていく、そこに大きな意義があるのです。」

鹿児島県障害者自立支援協議会
〒890-8517　鹿児島市鴨池新町1番7号
（鹿児島県社会福祉センター内）
TEL 099-257-3855～8
FAX 099-251-6779

社会福祉法人　南さつま市社会福祉協議会
相談支援事業所　南さつま
〒897-0003
鹿児島県南さつま市加世田川畑2650番地1
南さつま市民センター内
TEL 0993-53-5590
FAX 0993-53-5685